

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第48号）の施行期日は、令和3年5月10日とする。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）